

名古屋市屋^々屋^々市糸屋^々市 市 屋 僉市媒屋^々屋^々傳 掩 思^々一^々 牲^々む^々 党^々や^々牲^々市

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、病陰高 重く象 は右な 高程 沪番 裆番变汀